

府中市の国民健康保険について

平成 3 0 年 1 0 月

市 民 部

1 国民健康保険制度の動向

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被保険者の所得水準が被用者保険等と比較し低く保険料の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営となり、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行い運営しています。

これを解消し、国民健康保険制度の安定化、負担の公平化等を図り、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することを目的として、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

平成30年4月から都道府県は、市区町村と共に国民健康保険の保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に係る国民健康保険の運営において、中心的な役割を担い、市区町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担っています。

東京都は、都内市区町村の国民健康保険の事務の効率化・標準化・広域化を推進するため、統一的な運営方針である東京都国民健康保険運営方針を定め、市区町村はこれに基づき、各市区町村で行う国民健康保険事業を運営しています。

東京都が財政運営の責任主体となったことに伴い、東京都は、東京都が行う国民健康保険事業に要する費用を、市区町村の医療費水準・所得水準等を反映し算出した国民健康保険事業費納付金として各市区町村から徴収します。今まで各市区町村で負担していた保険給付に要する費用は、保険給付費等交付金として、東京都から交付されます。

国民健康保険制度改革は、国民健康保険制度の安定化、負担の公平化等を図り、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することを目的としています。そのために、国民健康保険財政健全化計画書を策定し、法定外一般会計繰入金のうち赤字補填分の削減・解消を計画的に行うよう国民健康保険財政の健全化の取組が求められています。

2 府中市における国民健康保険改革への対応（諮問の趣旨）

国民健康保険制度改革は、国民健康保険制度の安定化、負担の公平化等を図り、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することを目的としています。東京都国民健康保険運営方針において、保険者である東京都と市区町村が果たす役割として、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るため、保険給付に見合った保険税率を設定し、保険税を徴収するとともに、重症化予防のための効果的な保健事業の展開、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進等を通じ、医療費の適正化に取り組むこととされています。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いる

ことになるため、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的に取り組む必要があるとされています。

東京都内26市と平成29年度実績で比較しますと、一人当たり所得は平均的ですが、一人当たり保険税額は低い一方で、一人当たりその他一般会計繰入金が高くなっていることから、その他一般会計繰入金により保険税額が抑えられていることがわかります。

以上の理由により、国民健康保険財政の健全化に向け、国民健康保険税率及び均等割額、賦課限度額の改定を行うとともに、改定内容に基づいた、国民健康保険財政健全化計画書の見直しを行い、平成35(2023)年度までの決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の削減額と取組内容を設定する必要があります。

3 国民健康保険財政の健全化に向けた取組

(1) 医療費の適正化及び被保険者の健康保持・増進への取組

レセプト及び療養費の二次点検等を実施し、適正な保険給付を行います。また、平成29年度に策定した府中市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導、ジェネリック医薬品差額通知事業、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業を実施することにより、被保険者の健康意識の向上及び健康保持・増進、医療費の抑制を図ります。

(2) 適正な賦課及び収納率向上の取組

国民健康保険事業費納付金における保険税で賦課すべき金額に対する適正な賦課を行うとともに、現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、財産調査による徴収強化と適正な執行停止、また、利便性の向上を図るために納付環境の整備を行い、更なる収納率の向上を図ります。

4 国民健康保険税の改定

国民健康保険事業費納付金における保険税で賦課すべき金額に対し、被保険者の急激な負担増とならないよう、保険税率及び均等割額を改定します。また、賦課限度額については国の定める賦課限度額まで引き上げを行います。改定案は次のとおりです。

【現行】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
保険税率	4.63%	1.42%	1.49%
均等割額	22,920円	6,840円	9,240円
賦課限度額	52万円	17万円	16万円

【改定案】(事務局案)

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
保険税率	4.69% (+0.06p)	1.45% (+0.03p)	1.52% (+0.03p)
均等割額	23,320円 (+400円)	7,140円 (+300円)	9,540円 (+300円)
賦課限度額	58万円 (+6万円)	19万円 (+2万円)	16万円 (±0)

【改定案】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
保険税率	4.93% (+0.30p)	1.57% (+0.15p)	1.64% (+0.15p)
均等割額	24,920円 (+2,000円)	8,340円 (+1,500円)	10,740円 (+1,500円)
賦課限度額	58万円 (+6万円)	19万円 (+2万円)	16万円 (±0)

【改定案】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
保険税率	5.27% (+0.64p)	1.75% (+0.33p)	1.82% (+0.33p)
均等割額	27,020円 (+4,100円)	9,940円 (+3,100円)	12,340円 (+3,100円)
賦課限度額	58万円 (+6万円)	19万円 (+2万円)	16万円 (±0)

5 国民健康保険財政健全化計画書の見直し

現在の計画書は赤字となる原因と削減・解消のための基本方針を記載した内容となっています。平成30年度から6年間の決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金の削減の取組内容及び削減額を設定し、計画書の見直しを行います(別紙1)。

平成30年度当初予算における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金額及び国民健康保険事業費納付金を基準とした削減額を被保険者の減少に伴う減(自然減)及び「4 国民健康保険税の改定」の国民健康保険税等の改定による減(事務局案)を推計し、平成35(2023)年度まで設定します。